

しゃっきー



しゃっきーは厚岸町社協のシンボルキャラクター一名です。

■2019年度事業計画と予算

地域から発信する福祉のまちづくりを推進します

■困りごとを相談しませんか？ 社協の福祉相談所

■ヘルパーサービスとデイサービスの利用料金が一部変わります

■あんしんサポートセンターあっけしからのお知らせ

■ニュース&トピックス

「ファミリーサポートの交流会が終了しました」ほか

■生活支援コーディネーターのウォーキングマップ

■厚岸小学校 車いすバスケット体験



僕の思うボランティア

- ・ ボランティア活動に、大きい活動も小さい活動もない！
- ・ ボランティア活動の目的は、自分のできることをして自分自身を向上させること！
- ・ ボランティア活動は、金銭や物品などの見返りを求めない

『ふれあい会食会』で行った、うえだ歯科上田先生による講話「歯科医師ができる社会貢献」では、現在も困窮する海外の状況を知り、改めてボランティアや社会情勢を考えるきっかけとなりました。

2019年度 事業計画と予算

厚岸町社会福祉協議会評議員会が、3月27日、社会福祉センターで開催し、平成31年度（2019年度）事業計画と予算が承認されました。今回はその内容を公表します。

事業方針

近年では、介護保険制度、自立支援制度など必要なサービスが受けられる中、地域の役割として見守りや災害時の相互の協力など改めて地域のつながりの必要性が高まっています。

このため国が目指す「地域共生社会」の実現においては、地域の方々が相互に関わり合うことができる地域社会を創ることが期待できます。

このような中において社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とした団体であり、「地域共生社会」の実現にはその一翼を担うことが期待されており、厚岸町社会福祉協議会では、「あつけし地域福祉実践プラン2017」に基づき、さらなる地域福祉事業を進めなければなりません。地域に必要な支援を行うために積極的に繋がりをつくり、必要な要望に応えられるよう関連性のある事業の推進を行っていきます。

また、介護保険事業においては、在宅サービス事業の実施に加えて、平成26年度からの5年間の老人福祉施設の指定管理による運営を行ってきました。

地域から発信する福祉の まちづくりを推進します

重点推進項目

- 1 地域に信頼される組織体制の確立
- 2 住民を主体として地域づくりのための支援
- 3 総合相談窓口の充実と権利擁護推進のための地域連携ネットワークの確立
- 4 生活を支えるための介護保険サービス事業の実施
- 5 新たな指定管理期間における安定した施設運営の実施サービスの質の向上住民

この中では、介護人材の確保やさらなるサービスの質の向上など課題も残すことになりましたが、一方で、厚岸町からの支援に加え、法人実施事業との連携などにより、健全な施設運営を行うことができました。

2019年度の事業推進にあたり、上記のことを重点推進項目として、地域の皆さんをはじめ各関係団体や企業、行政のご理解とご協力をお願いしながら「地域から発信する福祉のまちづくり」を推進していきます。

事業実施計画

1 法人在宅事業

①法人本部事業

〔法人運営事業〕

- ・理事会、評議員会の開催
- ・定期的な監査の実施
- ・専門部会、委員会の開催
- ・総括的な財務管理
- ・福祉団体への支援（団体事務）
- ・広報活動

〔地域福祉推進事業〕

- ・地域支えあいネットワーク会議の推進
- ・緊急情報キット「かけはし」の推進
- ・たすけあいチーム実践地区への助成と助言
- ・ふれあい会食会の実施
- ・世代間交流イベント（ふらっとニコニコ広場）の企画

- ・地域福祉懇談会の企画
- ・住民主体のサロン活動支援
- ・チャリティービアパーティーの企画
- ・障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への協力
- 〔ボランティアセンター事業〕
- ・ボランティアバンク体制整備
- ・ファミリーサポート事業の推進
- ・ハートコール事業の推進
- ・災害ボランティア推進連絡会の開催
- ・災害救援ボランティアへの取組み（炊き出し訓練）
- ・ボランティア研修会の企画
- ・福祉教育（学校ボランティア等）の推進
- ・ボランティア愛ランド参加支援

〔資金貸付事業〕

- ・生活福祉資金貸付制度の運用（貸付事務・償還指導）
- ・低所得者資金貸付制度の運用（貸付事務・償還指導）

〔権利擁護事業〕

- ・あんしんサポートセンターあつけしの運営
- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・法人後見受任等による支援

②受託事業

〔福祉バス運行管理事業〕

- ・福祉バス（あやめ号）運行管理

〔一般介護予防事業〕

- ・元いきいき教室の実施

〔福祉相談事業〕

- ・地区相談所の開設
- ・中央福祉相談所の開設
- ・無料法律相談（年3回）

〔成年後見制度推進事業〕

- ・後見実施機関の運営

〔生活支援体制整備事業〕

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・協議体の運営

〔市民後見人養成事業〕

- ・市民後見人養成研修

③訪問介護サービス事業

〔訪問介護事業〕

- ・訪問介護サービス（身体・生活・通院乗降）を提供
- ・福祉有償運送の提供

〔第1号訪問介護事業〕

- ・介護予防、日常生活支援総合事業（第1号訪問介護事業）を提供

〔障害福祉サービス事業〕

- ・障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）を提供

〔生活管理指導員派遣事業〕

- ・介護保険非該当高齢者への援

2019年度からも指定管理者として、特別養護老人ホーム心和園・在宅老人デイサービスセンターを運営します。



助（ヘルパー派遣）

〔外出支援サービス事業〕

- ・一般車両による移動が困難な障がい者を送迎

④居宅介護支援事業

〔居宅介護支援事業〕

- ・介護保険に関するケアマネジメントを提供
- ・介護に関する相談業務

2 施設通所介護事業

①施設介護サービス事業

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム心和園）〕

- ・介護老人福祉施設サービスを提供（多床室50床）
- ・温冷配膳車整備

〔地域密着型老人福祉施設入所者生活介護〕

- ・ユニット型介護老人福祉施設サービスを提供（2ユニット18床）
- ・介護ロボット導入検討
- ・温冷カート整備

〔短期入所生活介護事業〕

- ・短期入所（ショートステイ）サービスを提供

〔介護予防短期入所（ショートステイ）サービス〕

- ・介護予防短期入所（ショートステイ）サービスを提供
- 〔障害福祉サービス事業〕
- ・障害福祉サービス（短期入所）を提供

〔生活管理指導短期宿泊事業〕

- ・短期間宿泊による生活指導等サービスを提供

②通所介護サービス事業

〔通所介護事業〕

- ・通所介護サービスを提供
- ・先進地施設研修

〔訪問入浴介護事業〕

- ・訪問入浴介護サービスの提供
- ・介護予防訪問入浴介護サービスを提供

〔第1号通所介護事業〕

- ・介護予防、日常生活支援総合事業（第1号通所介護事業）の提供

〔生きがい活動支援通所事業〕

- ・日常生活訓練や趣味活動等サービスを提供

〔配食サービス事業〕

- ・定期的に自宅を訪問し、配食するサービスの提供

〔身体障害者デイサービス事業〕

- ・身体障害者等に入浴、食事、その他のサービスを提供

〔身体障害者訪問入浴事業〕

- ・身体障害者等の居宅を訪問し、入浴介護を行う。

3 施設通所介護事業

〔社会福祉センター運営事業〕

- ・施設の適切な貸館業務と維持管理

予算の概要

事業活動収入で減収となりますが 適切な人員配置で安定した経営を目指します

事業活動による収支では収入総額が5億1,369万2千円(前年比2.0%減)。主な内訳では、前年に比べて、「経常経費補助金収入」が老人福祉施設管理基準外補助終了等の影響により1,233万円の減、「受託金収入」が市民後見人養成事業の新規受託等により103万2千円の増、「介護保険収入」の減収見込みにより178万3千円の減です。支出総額が4億8,858万3千円(前年比0.9%減)。主な内訳では、前年に比べて、人員変更等により「人件費」で703万円の減、心和園の施設運営経費等にあたる「事業費支出」で459万1千円の増、「事務費支出」で50万円の減です。収支差額は、前年から597万7千円減の2,510万9千円を予定しています。

施設整備等による収支では、前年に比べて、車輛購入等がないため「固定資産取得支出」が372万2千円の減で、収支差額がマイナス538万円になります。

その他の活動による収支では、前年に比べて、職員の退職金関係経費にあたる「その他の活動による支出」59万3千円の減で、収支差額がマイナス573万3千円になります。

施設整備等及びその他の活動による収支のマイナス計上を「事業活動による収支」から補てんし、当期資金収支差額は、前年に比べて、167万4千円減の1,399万6千円を見込んでいます。

社協の予算は、社会福祉法人の会計ルールである社会福祉法人会計基準に基づき、下表の資金収支計算書(表)で作成しています。計算書は、活動ごとに3分割され、日々の業務での収支を「事業活動による収支」、高額な施設整備や備品購入を「施設整備等による収支」、長期的な資金の運用を「その他の活動による収支」の計上しています。

2019年度 資金収支補正予算書(全体総括表)

[単位:千円]

勘定科目		本年度予算額 (A)	前年予算(参考) (B)	比較 (A)-(B)
事業活動による収支	収入の部			
	会費収入	2,301	2,490	△ 189
	寄附金収入	146	166	△ 20
	経常経費補助金収入	24,701	37,031	△ 12,330
	助成金収入	400	320	80
	共同募金配分金収入	951	1,016	△ 65
	受託金収入	21,390	20,358	1,032
	貸付事業収入	500	1,000	△ 500
	事業収入	6,706	6,611	95
	介護保険収入	447,916	449,699	△ 1,783
	障害福祉サービス等事業収入	3,735	3,848	△ 113
	その他の事業収入	2,160	0	2,160
	借入金利息補助金収入	529	624	△ 95
	受取利息配当金収入	13	13	0
	雑収入	2,244	1,185	1,059
事業活動収入計(1)	513,692	524,361	△ 10,669	
支出の部				
人件費支出	346,854	353,884	△ 7,030	
事業費支出	84,606	80,015	4,591	
事務費支出	55,724	57,104	△ 1,380	
貸付事業支出	500	1,000	△ 500	
助成金支出	370	320	50	
負担金支出	0	347	△ 347	
支払利息支出	529	625	△ 96	
事業活動支出計(2)	488,583	493,295	△ 4,712	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	25,109	31,066	△ 5,957	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入	6,250	6,250	0
	施設整備等収入計(4)	6,250	6,250	0
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	6,250	6,250	0
固定資産取得支出	660	4,382	△ 3,722	
ファイナンス・リース債務の返済支出	4,720	4,660	60	
施設整備等支出計(5)	11,630	15,292	△ 3,662	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 5,380	△ 9,042	3,662	
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	805	777	28
	その他の活動収入計(7)	805	777	28
	支出			
	積立資産支出	100	100	0
その他の活動による支出	6,438	7,031	△ 593	
その他の活動支出計(8)	6,538	7,131	△ 593	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 5,733	△ 6,354	621	
当期資金収支差額(10)=(3)+(6)+(9)	13,996	15,670	△ 1,674	
前期末支払資金残高(11)	44,000	44,000	0	
当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)	57,996	59,670	△ 1,674	

困りごとを相談しませんか？ 社協の福祉相談所

■福祉相談所とは？

福祉相談所は、町民の悩みごとや福祉に関する相談に応じ、日々の生活の不安やその問題の解決の糸口を一緒に見つける、そんな気軽な相談所です。困りごとなどがあれば一人で悩まず、まずは相談することが大切です。

■相談できる場所は？

相談所には3種類があり、地区相談所、中央福祉相談所、無料法律相談所があります。

地区相談所以外は、社会福祉センターで行っています。

詳しい日程などは、しゃっキーをご覧ください。厚岸町社協へお問い合わせください。

■相談員は誰？

基本的には、厚岸町の民生委員が相談員（無料法律相談所は派遣弁護士）として対応します。

中央福祉相談所では、民生委員3名の複数体制で対応しますので、いろいろなアドバイスが受けられます。

3種類の相談所

【地区相談所】

身近な場所で困りごとをお聞きします。

- 場 所：民生委員の自宅
- 開設日：月曜日～金曜日
- 相談内容：家族・仕事・身体・お金・医療・友人関係・家など

【中央福祉相談所】

どんな相談にも対応・協力します。

- 場 所：厚岸町社会福祉センター
- 開 設 日：奇数月の第4火曜日
- 相談内容：家族・仕事・身体・お金・医療・友人関係・家など

【無料法律相談所】

弁護士が専門的な相談に応じます。

- 場 所：厚岸町社会福祉センター
- 開設日：2月・4月・9月の第4火曜日
- 相談内容：借金・相続・婚姻・マルチ商法
年金・社会保障・保険・詐欺
金銭トラブル・法的手続きなど



問い合わせ先

厚岸町社会福祉協議会（厚岸町梅香2丁目1番地）
社会福祉センター内 電話52-7752

平成31年4月からヘルパーサービスとデイサービスの利用料金が一部変わります。

平成31年4月から、厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業におけるヘルパーサービスとデイサービスの利用料金が一部変わります。

介護保険サービスを利用する際に「どのような介護が、どの程度必要か」の判定を受ける要介護認定があります。この要介護認定において、要支援（事業対象者も含む）の判定を受けて、ヘルパーサービス（介護予防訪問相当サービス）、またはデイサービス（介護予防通所相当サービス）を利用する場合の料金が変わります。

従来は、サービスを利用する際には、利用開始月の場合

を除き月あたりの定額料金となっていましたが、4月からは、定額料金のほか1回ずつの料金（回数単価）でも利用できる見直しが行われました。

変更前は、入院等により月1回のサービス利用でも、月あたりの定額料金を支払う必

要がありましたが、変更後は、1回あたりの料金の支払いで済むようになります。ただし、原則はケアプラン作成時の利用頻度（週1回～週3回）の区分に応じた回数単価で算定され、下表のいずれかになります。



定額料金のほか、1回ずつの料金でも利用可能に

①ヘルパーサービス（介護予防訪問相当サービス） ※1割負担の場合

対象者	内容	変更前	変更後
要支援1 要支援2 事業対象者	週1回程度のヘルパー利用	1,168円/月	月5回以上 1,168円/月 月1～4回 266円/回
	週2回程度のヘルパー利用	2,335円/月	月9回以上 2,335円/月 月1～8回 270円/回
要支援2	週2回を超えるヘルパー利用	3,704円/月	月13回以上 3,704円/月 月1～12回 285円/回

②デイサービス（介護予防通所相当サービス） ※1割負担の場合

対象者	内容	変更前	変更後
要支援1 事業対象者	週1回程度のデイサービス利用	1,647円/月 (+食事代)	月5回以上 1,647円/月 (+食事代)
			月1～4回 378円/回 (+食事代)
要支援2	週2回を超えるデイサービス利用	3,377円/月 (+食事代)	月9回以上 3,377円/月 (+食事代)
			月1～8回 389円/回 (+食事代)

※加算等により上記金額は変わります。

あんしんサポートセンターあっけし からのお知らせ

平成28年11月の開設から「あんしんサポートセンターあっけし」が2年5ヵ月を経過し、相談や法人後見業務がようやく軌道に乗り始めました。

同センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安がある方の相談対応を行うほか、必要があれば成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげたり、また法人後見の受任によりご本人を支援する活動を行っています。

成年後見制度

判断能力が十分でない方（ご本人）の権利を守る制度で、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、ご本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。

日常生活自立支援事業

本人の判断能力は不十分であっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理をお手伝いします。

相談から制度利用に

事業開始年度は、初回相談が多くありましたが、その相談から制度利用などにつながり、年々法人後見などの成年後見制度の利用につながっています。

（下表を参照）

区分	平成28年度 11月～3月	平成29年度 4月～3月	平成30年度 4月～3月
初回相談	7件	10件	8件
成年後見人等申立支援	1件	3件	7件
成年後見人等法人後見受任	1件	1件	7件
日常生活自立支援事業契約	1件	1件	0件

※相談件数は、初めての相談から継続して複数回相談を重ねていくケースが多いため、初回相談のみを掲載します。

後見支援員も活躍

平成29年度に社協ではじめて「市民後見人養成研修」を開催し、9名が修了しました。その修了者の中から現在1名が法人後見を支える後見支援員として活躍をされています。

こんな困りごとがあれば相談ください。



物忘れがあつて通帳をなくしたり、お金の管理が難しい・・・



訪問販売や悪徳商法の被害を受けそう・・・



施設入所や福祉サービスの契約をするのが難しい・・・

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

制度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	◎重要な法律行為 財産管理や身上監護に関する法律行為全般	◎日常的な法律行為と事実行為 日常生活援助の範囲内で支援
具体例	●現金預金・証券・不動産・負債などの財産全般の管理 ●施設への入退所契約、入院契約 ●不動産の売却や賃貸契約解約 ●遺産分割協議における本人代理 ●消費者被害の取り消し	●日常的な金銭の管理（家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続き） ●福祉サービスの利用援助 ●契約手続きの援助 ●通帳、印鑑、年金証書の預かり
対象	認知症や障がいにより判断能力が十分でない人	高齢や障がいにより日常生活の判断に不安があり、在宅で生活している人（契約ができる程度）
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	専門員、生活支援員
利用料	報酬付与申立により家庭裁判所が決定	1時間1,200円 + 生活支援員交通費（実費相当）

NEWS

&

TOPICS

★社協の行催事のほか、町内福祉団体の話題などをまとめてお伝えします。

■ファミリーサポート会員交流会が終了しました

あつけし子育てサポートセンターでは、会員同士の交流を目的に交流会を実施しています。今年度は2月23日（土）、厚岸町子育て支援センターで開催しました。

子育て支援センター職員の協力で、楽しいレクリエーションが行われ、子供たちは施設内を元気に走り回り、その後行われた意見交換会では、災害時の対応や報告書様式の変更など、活発な意見が出されました。

今後のセンター運営と、会員の活動がスムーズにできるよう、参考にさせていただきます。



(写真) 毎年恒例の記念写真

■「みんなのマルシェ」に参加協力～厚岸町ボランティアセンター



(写真) 訪れる参加者に笑顔で対応

3月2日（土）、厚岸町の子育て世代のサークルと児童館母親クラブが主催したイベント「みんなのマルシェ」に、厚岸町ボランティアセンターから、2名のボランティアが協力しました。

当日は、開場前から入口には列ができ、終了間際まで途切れなく人が訪れ大盛況で、会場は熱気にあふれていました。イベント最後に行われた“おやつまき”では、沢山のお菓子を持ち帰って欲しいという主催者の願い通り、袋一杯のおやつを持つ皆さんの笑顔が印象的でした。

■太田老人クラブ定例会にお邪魔しました

3月18日（月）、太田活性化施設「らくとびあ」において、太田老人クラブの3月定例会が行われ、レクリエーション講師として参加協力しました。

ストローを咥えて輪ゴムを送る輪ゴムリレーや、ペットボトルに割りばし入れ、それを出したり入れたりするゲームをチーム対抗で行い、大変盛り上がりました。

今年度の定例会も今回で終了との事。レクの後には役員とのじゃんけん大会を行い、最後に手作りの昼食をごちそうになりました。いつも笑顔で元気な皆さん、来年度もまたお邪魔させてくださいね。



(写真) チーム対抗輪ゴムリレー

特別養護老人ホーム 心和園

■居酒屋 「和み」が臨時開店しました！

平成31年2月7日、心和園多床室面会室にて、居酒屋「和み」が2か月ぶりに開店しました。今回も入居者に楽しいひとときを過ごしていただけるよう、職員が趣向を凝らしています。スナップ写真からその様子が伝わればと思います。



今回のカウンター



今回のおつまみ



和みのママからのお酌



ビールにご満悦です



日本酒のお酌を受ける入居者



お酌を受けて大変素敵な笑顔

■デイサービス及び心和園に新しい車がきました！



町民の皆様にあたたかいサービスをお届けします。

平成30年2月に、厚岸町から防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源にして、心和園・デイサービスにそれぞれ1台ずつ計2台の車両が導入されました。

この事業は、飛行場や演習場があることで生活環境に影響を受けている市町村に対して、交通・レクリエーション・社会福祉施設など、公共施設の整備に使用できる交付金です。



心和園に納車されたセレナ



リフト使用時の様子

生活支援コーディネーターの ウォーキングマップ

■平成30年4月に厚岸町から受託した「生活支援体制整備事業」ですが、活動を始めて1年が経ちました。

この事業は、地域の方が「安心」、「安全」、「健康」に生活し続けられるよう、各団体や自治会、さらには各種専門職が協働し、地域生活を支える体制を整えるていくもので、その「橋渡し」をするのがコーディネーターです。

さてこの図は、コーディネーターがお邪魔させてもらった訪問先一覧です。訪問させてもらったサロンは厚岸町にあるサロンのほんの一部で、まだまだたくさんの集いの場があると聞いています。

これからも、みなさんの集いの場にお邪魔し、この「サロンおじゃマップ」が印でいっぱいになり、「地域の支えあいの場がこんなにある」ということを知っていただきたいと考えています。

私（俺）たちも活動しているよ！という所があれば、是非お声かけくださいね！

■サロンおじゃマップ（順不同）

- ①上尾幌映画会（地域カフェ、映画上映）
- ②おかげさま（地域食堂）
- ③白浜ちどり会（老人クラブ活動）
- ④港町三七十会（自治会、老人クラブ活動）
- ⑤宮園東部自治会（自治会活動）
- ⑥美紅会（サークル活動）
- ⑦太田老人クラブ（老人クラブ活動）
- ⑧光栄地区サロン（サークル活動）



（図）Googleマイマップ サロンおじゃマップ【厚岸町】

サロン訪問のほかに、こんな活動しています

- 緊急情報キット「かけはし」更新作業へ随行（今年度実績：松葉、太田、南片無去）
- 子育てサークル立ち上げ支援
- 地域食堂の立ち上げ支援
- 制度の狭間の支援（家計相談、高齢者相談支援）
- ボランティア登録、斡旋



◇◇ちょっとした困りごとの「相談」「お茶会」のお誘いはこちらまで◇◇
厚岸町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター 柏木
TEL 52-7752 FAX 52-6044



厚岸小学校 車いすバスケット体験

2月下旬、厚岸小学校において、2020年パラリンピック公式競技でもある車いすバスケットボールの体験授業を行い、釧路市を拠点に活動している、車いすバスケットボールチーム「FREEZZ」メンバー4名が協力してくれました。

始めに、普通の車いすと競技用の車いすの違い、車いすバスケットボールとはどんな競技で、どんなルールなのかの説明を受け、いよいよバスケット車に乗ります。



(写真) バスケ車の漕ぎ方を教わりました

初めて見て乗るバスケット車。恐るおそる乗っていたのは始めだけで、チーム毎にリレーが始まると、さすがですね、上手に乗りこなし始めました。

さて、慣れてきたところで、お待ちかねのゲーム開始です。男女混合チームにFREEZZのメンバーが1人入りスタート。ボールを追いかけ、パスでゴールまで繋いでシュート！1ゴールを争う展開に、応援団も大盛り上がり！！



(写真上) 盛り上がったゲームの様子

試合終了の笛が鳴ると、まだ試合をしたかったと残念そうにしながらも、障害者に対する考え方が少し変わったようで、最後までメンバーと触れ合う姿が印象的でした。

厚岸町社会福祉協議会では、福祉の出前授業を行っています。この他にも「車いす体験」や「高齢者疑似体験」などがありますので、是非、ご相談ください。

【問合せ先】

厚岸町社会福祉協議会 総務地域課
電話：52-7752

社協の 掲示板

社協情報を
お知らせする掲示板

寄付・寄贈ありがとうございます

社協に対し、下記のとおり寄贈がありました。
皆さまの善意ありがとうございます。

(掲載は平成31年1月～平成31年3月分)

【寄贈品】▼法人運営 古切手/厚岸町教育
委員会生涯学習課、匿名 ▼心和園 おぼん、
コーヒーカップ/近藤法子さん、トイレトペー
パー/沼岡薫さん

車いす・福祉用具貸出

帰郷や旅行など「一時的に借りたい」といっ
た場合に車いすや福祉用具を無料で貸し出しま
すのでご相談ください。

■貸出備品 車いす、入浴用介護用品ほか

■その他 窓口の借用書に必要事項を記入し
提出ください

北海道胆振東部地震災害 義援金を募集しています

厚岸町共同募金委員会では、昨年9
月6日に発生した胆振東部地震により
被災された方々を支援するため、義援
金を受け付けています。

お寄せいただいた義援金は、北海道
共同募金会を通じて被災者に配分され
ます。

みなさまの温かいご支援をよろしく
お願いします。



- 募金方法 社会福祉センター窓口
- 受付期日 9月30日(月)まで
- その他 ご希望の場合は領収証を
発行します

連絡先：厚岸町共同募金委員会
☎52-7752

私たちが社協で働いています。

今回は、特別養護老人ホーム心和園で勤務している、金谷京子看護師と伊原京子看護師を紹介します。

(金谷) 私は平成26年の4月
から心和園で働いています。

(伊原) 私は平成28年の4月
から心和園で勤務しています。
心和園には現在、わたしたちの
他にも2名、計4名の

看護師が在籍しています。

看護師として、入居者の健康
管理に気を配り、また介護職
員とも連携し協力しあいなが
ら、入居者が日々、笑顔で
楽しく1日をおくれるよう、
支援しています。

心和園にご来園の際には是非、
お気軽にお声をお掛けくだ
さい。



特別養護老人ホーム
心和園看護師

金谷 京子 (写真左)
伊原 京子 (写真右)

厚岸町社協広報『しゃっきー』

2019.4/No.168【編集】広報委員会(以下、委員)
米内山紘輝、中野絹恵、杉本裕樹、柏木由起子、
山城美奈子、河合宏美、本庄祐長、小笠原晶子

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会
〒088-1115 厚岸郡厚岸町梅香2丁目1番地
厚岸町社会福祉センター内
TEL 0153-52-7752 FAX 0153-52-6044
mail info@akkeshishakyo.or.jp/